平成２９年（フ）第６７３号
千葉県柏市増尾台１丁目18番13号
債務者　泉　　美治
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６４号
千葉県松戸市古ケ崎195番地　サンパレス松戸204号
債務者　道脇　友哉
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４６号
高知県四万十市岩田70番地１、旧住所高知県四万十市中村大橋通６丁目７番10号
債務者　岩見　松子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１５２号
福島県郡山市緑ケ丘東５丁目２番地の１　県営住宅07棟106号
債務者　西坂マサヱ
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
兵庫県明石市硯町２丁目３番13―305号
債務者　中戸　淳子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
福岡県久留米市野中町19番地13　アストレア203号
債務者　中島　啓輔
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１４５２号
愛知県東海市荒尾町勝山３番地（２棟402号）
債務者　上田　直子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
大分県豊後大野市三重町鷲谷70番地
債務者　深田　雄三
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第２０号
大分県竹田市大字玉来641番地５
債務者　那賀　吉孝
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第２２号
大分県豊後大野市清川町砂田179番地２
債務者　石井　愛子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第７１２号
千葉県松戸市根木内326番地の３　コーポクリエート101号
債務者　川北　栄二
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３１号
千葉県野田市上花輪1490番地の５　イワセコーポ202
債務者　山下栄美子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５４号
千葉県野田市木間ケ瀬1654―21、住民票上の住所千葉県野田市尾崎1308番地の４
債務者　金井雄一郎
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８８号
千葉県柏市かやの町２番６号　豊四季台グリーンハイツ２―201号
債務者　塙　　伸夫
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６６０号
埼玉県和光市南１―11―16、住民票上の住所さいたま市浦和区大東１丁目36番12号　スターコーポ201
破産者　中里美和子
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８６３号
埼玉県川口市三ツ和１丁目18番地の14　グランデュール101号
破産者　菅野　教之
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
大阪府岸和田市土生町２丁目30番５―101号
破産者　京井　和栄
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係